

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
--------------	---

### 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標 VII 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること	
	施策目標 2 福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
	施策目標 2-1 社会福祉に関する事業に従事する人材の養成確保を推進すること等により、より質の高い福祉サービスを提供すること
個別目標 1 質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること	
(主な事務事業) ・社会福祉士及び介護福祉士の養成推進 ・福利厚生センター運営事業	
個別目標 2 福祉サービスの第三者評価を普及すること	
(主な事務事業) ・福祉サービスの質の向上の為の措置の援助	
施策の概要（目的・根拠法令等）	
1 目的等 より質の高い福祉サービスを提供するため、社会福祉に関する専門性を持った人材の養成、福利厚生の充実等による社会福祉事業従事者の確保、福祉サービスの質の向上のための措置の援助等を行う。	
2 根拠法令等 ○社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号) ○福祉サービス第三者評価事業に関する指針について(平成16年5月7日雇児発第0507001号、社援発第0507001号、老発第0507001号) ○「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」(平成5年厚生省告示第116号)	
等	
主管部局・課室	社会・援護局福祉基盤課
関係部局・課室	

### 2. 現状分析

近年、少子・高齢化の進展により福祉人材への期待が高まっている。特に介護保険制度の見直しや障害者自立支援法の制定等に伴い、多様化・高度化する介護・福祉ニーズに対応するための高い倫理と技術を修得した人材が求められており、その中核的役割を担うものとして、介護福祉士・社会福祉士を養成し、その資質の確保・向上を図ることが必要である。
--

また、介護保険制度の見直し、障害者自立支援法の制定等、福祉サービスの利用に係る制度改革が行われた中で、引き続き、福祉サービスの質の向上と利用者保護が重要な要素となっているが、このような状況の中で、福祉サービス第三者評価事業については、平成
---

16年5月7日に発出した「福祉サービスの第三者評価事業に関する指針について（通知）」に基づき、各都道府県等において事業の実施体制の整備に向けた取組が行われている。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準／達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合（単位：%） (前年度以上／毎年度)	—	35.5	—	37.2	集計中
2	社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合（単位：%） (前年度以上／毎年度)	—	12.5	—	11.1	集計中
3	第三者評価受審件数（単位：件） (前年度以上／毎年度)	—	—	60	320	833
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> <li>指標1及び2は、「社会福祉施設等調査報告」（大臣官房統計情報部調べ）及び「介護サービス施設・事業所調査」（大臣官房統計情報部調べ）によるものであり、毎年10月1日現在の数値である。</li> <li>指標1及び2は、平成14年度及び16年度の数値を取っていない。</li> <li>指標1及び2は、平成18年度の数値は集計中であり、平成20年1月を目途に公表予定。</li> <li>指標2は、基となる統計の集計方法を変更したため、平成15年度と平成17年度では、対象とする「社会福祉施設等で相談業務に従事する者」の範囲が異なる。具体的には、平成15年度においては、施設長、生活指導員及び医療ソーシャルワーカーとし、平成17年度においては、施設長、生活指導員、生活支援員、職業指導員、作業指導員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員としている。</li> <li>指標3は、全国社会福祉協議会調べによる。なお、本指標は、平成16年5月7日付けて発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成16年度から数値を記載しているものである。</li> </ul>						
施策目標の評価						
介護福祉士・社会福祉士の養成及び定着促進、福祉サービスの質の向上及び利用者保護に資する取り組み等を推進した結果、介護業務に従事する者のうち介護福祉士有資格者割合及び第三者評価受審件数は着実に増加しており、相談業務に従事する者のうち社会福祉士有資格者割合については、平成15年度と平成17年度では、指標の対象とする相談業務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注視する必要があるものの、総体的には、質の高い福祉サービスを提供することについて一定の進展があったと評価できる。						

## 4. 個別目標に関する評価

<b>個別目標 1</b> 質の高い福祉サービスを提供する為の基盤を整備すること					
<b>個別目標に係る指標</b>					
アウトカム指標 (達成水準／達成時期)	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 社会福祉施設等で介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合（単位：%） (前年度以上／毎年度) ※施策目標に係る指標 1 と同じ。	—	35.5	—	37.2	集計中
2 社会福祉施設等で相談業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合（単位：%） (前年度以上／毎年度) ※施策目標に係る指標 2 と同じ。	—	12.5	—	11.1	集計中
(調査名・資料出所、備考) <ul style="list-style-type: none"> <li>指標 1 及び 2 は、「社会福祉施設等調査報告」(大臣官房統計情報部調べ) 及び「介護サービス施設・事業所調査」(大臣官房統計情報部調べ) によるものであり、毎年 10月1日現在の数値である。</li> <li>指標 1 及び 2 は、平成 14 年度及び 16 年度の数値を取っていない。</li> <li>指標 1 及び 2 は、平成 18 年度の数値は集計中であり、平成 20 年 1 月を目途に公表予定。</li> <li>指標 2 は、基となる統計の集計方法を変更したため、平成 15 年度と平成 17 年度では、対象とする「社会福祉施設等で相談業務に従事する者」の範囲が異なる。具体的には、平成 15 年度においては、施設長、生活指導員及び医療ソーシャルワーカーとし、平成 17 年度においては、施設長、生活指導員、生活支援員、職業指導員、作業指導員、児童指導員、児童自立支援専門員及び児童生活支援員としている。</li> </ul>					
<b>個別目標 1 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）</b>					
介護福祉士の着実な養成及び定着促進のための福利厚生の充実等に取り組んだことにより、介護業務に従事する者のうち、介護福祉士有資格者割合は、平成 15 年度の 35.5 %から平成 17 年度の 37.2 %へと増加しており、質の高い福祉サービスを提供する基盤の整備に関して有効性が認められる。					
なお、相談援助の業務に従事する者のうち、社会福祉士有資格者割合は、平成 15 年度の 12.5 %から平成 17 年度の 11.1 %へと若干の減少となっているが、平成 15 年度と平成 17 年度とでは、指標の対象とする相談業務に従事する者の範囲が一部異なるため、単純に比較することができず、今後の状況を注視する必要がある。					
今後は社会福祉士の資格取得方法や教育内容の見直しによる実践力のある社会福祉士の養成などの措置を通じ、相談援助の現場における社会福祉士の定着促進を図って参りたいと考えている。					
<b>施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要</b>					
事務事業名	社会福祉士及び介護福祉士の養成推進				
平成18年度	209百万円（補助割合：[国10／10]）				
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ）				
概要：必要な知識・技術を備えた社会福祉士及び介護福祉士を養成するための教育内容、基準等の設定、養成施設の指導・監督、社会福祉士及び介護福祉士に必要な知識・技能を備えているかを確認するための試験の実施等の事業を行う。					
事務事業名	福利厚生センター運営事業				
平成18年度	163 百万円（補助割合：[国10／10]）				
予 算 額	一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ）				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人				

| その他 ( )

概要：福利厚生センターは、福祉・介護サービス分野の多くを占める小規模事業者が単独で取り組むことの難しい福利厚生事業の充実を、全国規模で共同化することにより、福祉・介護サービス分野における人材に対する福利厚生の向上を図る。

具体的な事業としては、健康支援事業として生活習慣病予防検診費用助成、会員に対する健康生活用品の給付、生活支援事業として永年勤続記念品の贈呈等、また、余暇支援事業としてクラブ・サークル活動支援事業等の事業を行う。

個別目標 2 福祉サービスの第三者評価を普及すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標 (達成水準／達成時期)	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1 第三者評価受審件数（単位：件） (前年度以上／毎年度) ※施策目標に係る指標 3 と同じ。	—	—	60	321	833
(調査名・資料出所、備考) ・指標 1 は、全国社会福祉協議会調べによる。なお、本指標は、平成 16 年 5 月 7 日付で発出した「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」に基づき実施している事業に関する数値であるため、平成 16 年度から数値を記載しているものである。					
個別目標 2 に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） 各都道府県における第三者評価事業の普及・啓発等に対する補助や、第三者評価事業関係者による全国会議での協力要請などを行った結果、受審件数は着実な伸びを示しており、福祉サービスの第三者評価事業の普及に対して有効性が認められる。 また、第三者評価事業については、国が新たに第三者評価機関を立ち上げるのではなく、民間の第三者評価機関が都道府県推進組織の認証を受け、民間のノウハウを活用するなどして、効率的に評価を実施している。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名	福祉サービスの質の向上の為の措置の援助				
平成18年度 予 算 額	セーフティネット支援対策等事業費補助金15,000百万円の内数 (補助割合：[国 1 / 2] [都道府県 1 / 2]) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他 ( )				
実 施 主 体	本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（都道府県社会福祉協議会又は都道府県が適当と認める団体）				
概要：福祉サービス第三者評価事業として、「都道府県等が開催する第三者評価推進関係者会議に要する経費」及び「都道府県等が実施する先駆的事業者活用事業に要する経費」を都道府県に補助する。 第三者評価推進関係者会議においては、福祉サービスの利用者（家族）、事業者、都道府県推進組織、評価機関、行政等の関係者による第三者評価制度に関する推進会議の開催、第三者評価制度の普及・啓発及び改善に資する事業を行う。 また、先駆的事業者活用事業においては、第三者評価の仕組み、受審の意義、評価方法、結果の活用方法（先駆的事業者の事例報告）等について研修等を実施し、第三者評価の受審を推進するほか、第三者評価の受審誘導及び質の向上に資する事業を行う。					

5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）  
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況  
なし。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。